

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関は、異議申立ての対象となった情報のうち、平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書の「現地における指導対象者」欄の記述を開示すべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成26年4月14日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1、特定事業者に関する行政文書2、同上特定事業者の農地転用に関する申請書」の開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、1に記載の開示請求のうち、「1、特定事業者に関する行政文書」に対応する行政文書については、まちづくり推進局建築課及び県土マネジメント部高田土木事務所において保有し、「2、同上特定事業者の農地転用に関する申請書」に対応する行政文書については、農林部地域農政課において保有していることから、各所属が保有している文書ごとに開示決定等を行うこととし、平成26年4月24日、「1、特定事業者に関する行政文書」のうち、まちづくり推進局建築課が保有する行政文書に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

〇〇町〇〇地内における特定事業者の違法行為に対する行政指導に係る以下の行政文書・平成26年2月18日付け供覧（高田土木事務所の平成26年2月13日の対応記録の写し）・平成25年5月13日の事情聴取記録・平成25年3月13日の対応記録・平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書・平成23年9月15日実施の重点パトロール調査報告書・平成20年12月24日の現地調査記録・平成20年11月21日の事情聴取記録・平成20年11月14日の現地調査記録・平成20年9月9日の現地調査記録・〇〇町〇〇土地経過等メモ（20080813現在）・平成20年8月6日の事情聴取記録・平成20年8月4日の現地調査記録・高田土木事務所の平成20年7月30日の現地調査記録の写し・高田土木事務所の平成20年7月29日の通報記録の写し

(2) 開示しない部分

- ア 個人（公務員を除く。）の氏名（法務局で閲覧できる情報を除く。）
- イ 個人の住所（法務局で閲覧できる情報を除く。）
- ウ 個人の郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、携帯電話番号及び名刺の写し並びに個人の行動に関する記述及び個人を特定できる情報
- エ 外部から通常見ることのできない部分を撮影した写真
- オ 地図及び写真に併記した記述
- カ 対応記録のうち、概要欄、対応内容欄、内容欄、今後の対応欄及び備考欄の記述並びに相手から提出された文書
- キ 事情聴取記録のうち、対応内容欄及び今後の方針欄の記述並びに事案の概要、事情聴取の概要、主なやりとり及び今後の対応に関する記述
- ク 現地調査記録のうち、調査結果欄及び備考欄の記述（現地において客観的に認識しうる事実に関する記述を除く。）
- ケ 重点パトロール調査報告書のうち、現地の概要（用途、規模、面積等）欄、一部の行為者氏名欄、現地における指導対象者欄、現地における調査及び指導内容欄並びに備考欄の記述（現地において客観的に認識しうる事実に関する記述を除く。）
- コ 通報記録のうち、題名欄及び内容欄の記述
- サ 通報内容に関する記述
- シ 違反内容に関する記述
- ス 県の指導に関する記述
- セ 事情聴取内容に関する記述
- ソ 県の今後の方針に関する記述

(3) 開示しない理由

- ア (2) のアからウまで  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するため
- イ (2) のエからサまで  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するため  
条例第7条第6号に該当  
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ウ (2) のシからソまで  
条例第7条第6号に該当  
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成26年5月26日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、2の（2）のエからソまでを不開示とした決定の取消しを求める異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成26年6月12日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

特定事業者に対する行政指導が適正で実効性のあるものか監視するため

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

#### （1）異議申立書

特定事業者に対する行政指導が適正で実効性のあるものか監視するという趣旨に沿わないため。行政指導の対象の特定事業者は団体であり個人ではない。行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えにくい。現に今日まで行政指導記録は連続性がなく、適正な遂行をしているとは考えられない。

#### （2）意見書

ア 条例第7条第2項の該当性についての記述に対して

（ア）個人情報記載について

特定事業者は法人ではないが団体を標榜しており個人ではない。特定事業者の代表者はいますね。特定事業者に関わる情報は開示していただきたい。通報者の個人情報を求めるものではありません。

イ 条例第7条第6項の該当性についての記述に対して

（ア）違反行為に係る通報の対応記録について

争うものではありません。

（イ）違反行為者等の事情聴取記録について

「違反行為者等が自己の供述内容等が開示されることを憂慮し事情聴取等に事実をありのままに述べるのが消極的となるなど違反指導に必要な情報が得られなくなるおそれがある。」と説明していますが、もともと違反者が証拠等

を突きつけられて説明に窮した場合でなければ本当のことを言うはずがありません。違反者の立場を気遣ってまともな行政指導、事情聴取などできるわけがありません。開示を求めます。

(ウ) 違反行為者に対する指導に関する記述について

「公になると実施機関が行う指導のノウハウを明かすことになり、ひいては、指導を免れる方法を示唆するようなことになることも考えられ、今後における同種事案に対する違反指導の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。」とのことですが違反行為があつて10年近くも経ち、円滑な指導をしたのでしょうか。有効な行政指導もせずノウハウを明かすことになる、など詭弁としか言えません。円滑な指導をしているのならその内容を示してください。〇〇が求めるのはこの1点です。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 理由説明書

(1) 本件開示請求に対する文書の特定について

ア 実施機関は、本件開示請求の対象文書として次の文書を特定した。

〇〇町〇〇地内における特定事業者の違法行為に対する行政指導に係る以下の文書

- (ア) 平成26年2月18日付け供覧（高田土木事務所の平成26年2月13日の対応記録の写し）
- (イ) 平成25年5月13日の事情聴取記録
- (ウ) 平成25年3月13日の対応記録
- (エ) 平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書
- (オ) 平成23年9月15日実施の重点パトロール調査報告書
- (カ) 平成20年12月24日の現地調査記録
- (キ) 平成20年11月21日の事情聴取記録
- (ク) 平成20年11月14日の現地調査記録
- (ケ) 平成20年9月9日の現地調査記録
- (コ) 〇〇町〇〇土地経過等メモ（20080813現在）
- (サ) 平成20年8月6日の事情聴取記録
- (シ) 平成20年8月4日の現地調査記録
- (ス) 高田土木事務所の平成20年7月30日の現地調査記録の写し
- (セ) 高田土木事務所の平成20年7月29日の通報記録の写し

イ 実施機関は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「建築基準法等」という。）の適切な施行を期することを目的として、これら

の規定に関する違反行為（以下「違反行為」という。）の早期発見及び早期是正を図るためにパトロール等を実施するほか、違反行為に対しては、違反行為者が自主的に是正を行うように行政指導を行っている。

「対応記録」・「事情聴取記録」は、違反行為者等関係者と対応した内容について記録しておく書類であり、記載項目は、その実施した日時、場所、対応者、相手方、内容等となっている。また、その結果を受けて、今後の方針等についても記載している。

「重点パトロール調査報告書」は、違反事案等に対するパトロールを実施したときに、その結果を記録しておく書類であり、記載項目は、実施管内、実施年月日、調査者、物件の所在地・用途地域、現地の概要、関連法条、違反行為者並びに現地における指導対象者、調査及び指導内容となっている。また、備考欄には、実施時の状況その他関連情報を記載することとなっている。

「現地調査記録」は、違反事案等の現地等に赴き、調査、行政指導等を実施したときに、その結果を記録しておく書類であり、記載項目は、実施日時、実施場所、違反行為者、調査者、調査結果及び写真撮影の有無となっている。また、備考欄には、実施時の状況、今後の方針その他関連情報を記載することとなっている。

「〇〇町〇〇土地経過等メモ（20080813現在）」は、当該土地に係る変更経緯、行政指導等の状況、今後の方針等についてメモ書きとして記載した書類である。

「通報記録」は、違反事案等に関する通報があったときに、その内容を記録しておく書類であり、記載項目は、通報日時、通報者、対応者、通報内容等となっている。

## （2）不開示の理由

### ア 条例第7条第2号の該当性について

第2の2の（2）エからサまでは、通報者及び違反行為者を特定することができる情報（他の情報と照合することにより、識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第7条第2号本文の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

次に、同条第2号ただし書に掲げられた除外規定ア、イ及びウについて検討する。

当該情報は、公にされることが前提とされているものではないことから、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

また、当該情報は公務員等の職務の遂行に係る個人情報ではないことから、公務員等に関する情報に係る除外規定である「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、

当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にも該当しない。

以上のことから、当該情報は、前記除外規定ア、イ及びウのいずれにも該当せず、条例第7条第2号本文に該当し、不開示情報であると判断する。

#### イ 条例第7条第6号の該当性について

第2の2の(2)エからソまでは、違反行為に係る通報の対応記録、違反行為者等からの事情聴取記録、違反行為者に対する指導に関する記述等（それらに添付した写真、図面等を含む。）であり、実施機関つまり県の機関が行う事務又は事業に関する情報である。

違反行為に係る通報の対応記録については、公になると、違反行為を発見した者が、違反行為者からの報復等を恐れ、通報することをちゅうちょし、ひいては、実施機関が違反行為に係る情報を得ることが困難となり、今後における同種事案に対する違反指導の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。

違反行為者等からの事情聴取記録は、違反行為者等関係者の身上関係、権利関係、違反行為に至った経緯その他個人的な事情等について具体的な内容を聴取するなどして、その内容を記録したもの（同意を得て撮影した写真等の情報を含む。）である。これらの情報は、違反行為者等の任意の意思に基づいて得られるものであることから、これが公になると、違反行為者等が自己の供述内容等が開示されることを憂慮し、事情聴取等に応じて事実をありのままに述べることに消極的となるなど、違反指導に必要な情報が得られなくなるおそれがある。また、そのことは、今後における同種事案に対する違反指導の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。

違反行為者に対する指導に関する記述については、公になると、実施機関が行う指導のノウハウを明かすことになり、ひいては、指導を免れる方法等を示唆するようなことにもなることも考えられ、今後における同種事案に対する違反指導の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、実施機関である県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当し、不開示情報であると判断する。

ウ 以上のことから、一部不開示決定としたものである。

## 2 口頭理由説明

違反行為に対しては、建築基準法等には是正措置命令等の法的措置が定められており、是正措置命令を行った場合、実施機関は、命令を受けた者の氏名、違反建築物の所在地、命令の内容、命令の理由等を公表することとしている。そして、これらの前段階の措置として自主的に是正するよう行政指導を行っている。

本件行政文書に記載された違反事案等は、指導を継続している段階のものであるため、当該公表の前に違反行為に関する情報を開示すると、指導に従う意欲を低下させることとなり、違反指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が建築基準法等の規定に違反する行為に対して行う行政指導に関する文書である。

事情聴取記録は、違反行為について、実施機関の職員が違反行為者等から聴取した内容、実施機関の今後の方針等が記載されている。また、同様の内容で「対応記録」という標題の文書がある。

重点パトロール調査報告書は、違反事案等に対して行ったパトロールの記録であり、違反行為者の氏名、調査により判明した事実及び指導の内容等が記載されている。

現地調査記録は、実施機関の職員が違反事案等の現地において行った調査の記録であり、現地の状況及び指導内容が記載され、また、現地の状況を撮影した写真が添付されている。

〇〇町〇〇土地経過等メモ（20080813現在）は、当該土地に係る行政指導等の状況、指導の方針等が記載されている。

通報記録は、違反事案等に関する住民からの通報に係る対応の記録であり、通報の内容等が記載されている。また、同様の内容で「対応記録」という標題の文書がある。

### 3 当審査会の審議の対象について

異議申立人から提出された意見書には、「（1）違反行為に係る通報の対応記録について争うものではありません。」と記載されており、通報の対応記録を異議申立ての対象としない旨の意思表示がなされていると考えることもできる。

しかし、当該意見書は、実施機関から提出された理由説明書に対する反論として提出されたものであり、当該理由説明書において実施機関は、違反行為に係る通報の対

応記録については、公にすることにより、通報者が違反行為者からの報復を恐れ、通報をちゅうちょする等の主張をしていることから、当該意見書の記載は、当該理由説明書の主張について争うものではないという趣旨に解するのが妥当である。

また、そもそも異議申立人は不開示情報を見ることができないから、当該意見書の記載をもって直ちに当該対応記録に記載された全ての情報を当審査会の審議の対象としないこととするのは妥当ではない。

以上のことから、本件異議申立書の「異議申立てに係る処分」欄の記載のとおり、第2の2の(2)のエからソまで(以下「本件不開示情報」という。)を当審査会の審議の対象とする。

#### 4 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号又は第6号に該当すると主張しているので、以下検討する。

##### (1) 条例第7条第2号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」(前段)、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(後段)を不開示情報とする旨規定している。

##### (2) 不開示情報該当性について

###### ア 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報のうち、第2の2の(2)のエからサまでの情報については、条例第7条第2号に該当すると主張している。

当該情報は、対応記録、事情聴取記録、現地調査記録、通報記録等に記載された内容等である。

当該情報のうち、個人の氏名、住所及び役職については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。また、個人の氏名、住所及び役職は、公にする法令等



の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

したがって、当該情報のうち、個人の氏名、住所及び役職は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ただし、当該情報のうち、個人の氏名、住所及び役職以外の情報については、特定の個人を識別することができる情報とは認められないため、条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

#### イ 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件不開示情報が条例第7条第6号に該当すると主張している。

##### (ア) 条例第7条第6号前段について

本件不開示情報は、実施機関が建築基準法等に係る違反行為に対して指導を行うに当たって作成又は取得した行政文書に記載された情報である。これらは全て、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

##### (イ) 条例第7条第6号後段について

本件不開示情報は、違反行為について、違反行為者等からの事情聴取及び実施機関の職員による現地調査の記録、違反行為に対する住民からの通報及び相談についての記録等のうち、違反行為者等からの事情聴取及び現地調査の結果等の内容（以下「事情聴取等に係る情報」という。）、実施機関の指導等の内容（以下「指導等に係る情報」という。）並びに通報及び相談の内容（以下「通報等に係る情報」という。）等である。

事情聴取等に係る情報について、実施機関は、違反行為に対する指導に当たり違反行為者等から事情を聴取し、また、現地を調査することが必要であるところ、事情聴取等に係る情報が公にされることになれば、違反行為者等の協力が得られなくなり、違反行為に対する指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

違反行為については、建築基準法等において是正措置命令等の法的措置が定められており、実施機関は、是正措置命令を行った場合はその旨を公表している。実施機関においては、その前段階の措置として、違反行為者等により自主的に是正するよう指導することとしており、指導を行うに当たって必要な事情聴取等は、その内容について公にされないことを前提として行われているとのことである。

このような実情を考慮すると、本件不開示情報のうち事情聴取等に係る情報が公にされることが前提となると、違反行為者等が、自己の供述内容等が公になることを憂慮し、実施機関に対し真実を述べることを回避したり、事情聴取等に協力的でなくなり、ひいては、実施機関が必要な情報を得られなくなることが考えられ、違反行為に対する指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

次に、指導等に係る情報について、実施機関は、公になることにより、指導のノウハウが明らかになり、指導を免れる方法等を示唆するようなことになることも考えられ、今後の違反行為に対する指導の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

当該情報は、指導の手法及び具体的な進め方が含まれており、前述のとおり、実施機関が行う指導は、是正措置命令等の法的措置の前段階の措置として自主的な是正を促すものであるため、当該情報が公になると、法的措置を免れながら違反行為を継続しようとする者に有益な情報を提供することとなるおそれはないと認められ、今後の違反行為に対する指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、通報等に関する情報について、実施機関は、公にされることになれば、住民が通報等することをちゅうちょし、実施機関が違反行為に係る情報を得ることが困難となり、今後の違反行為に対する指導の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

違反行為があった場合、周辺住民から行政に対し、違反行為について然るべき対応を求める旨の通報、相談等がなされることが考えられるが、この場合、当該住民が違反行為者等から何らかの不利益を被ることを懸念していることが想定される。そして、住民からの通報等に関する情報は、実施機関において、違反行為者等その他の第三者に知られないように扱われることが期待されているものと考えられる。

違反行為に対する実施機関の指導は、住民からの通報等により得られた情報が端緒となることがあり、本件不開示情報のうち通報等に係る情報が公にされることが前提となると、違反行為に係る情報が得られなくなり、今後の違反行為に対する指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ただし、本件不開示情報のうち、平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書の「現地における指導対象者」欄の記述は、個人名が記載されておらず、特定の個人が識別できないことから、上記のおそれはない。

以上のことから、本件不開示情報のうち、事情聴取等に係る情報、指導等に係る情報及び通報等に係る情報は、条例第7条第6号に該当するが平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書の「現地における指導対象者」欄の記述については、同号に該当しない。

#### ウ まとめ

以上のことから、本件不開示情報のうち、平成24年6月26日実施の重点パトロール調査報告書の「現地における指導対象者」欄の記述については、条例第7条第2号及び第6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

## 5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

## 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成26年 6月12日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成26年 7月16日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年 8月21日 (第186回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成27年 9月16日 (第187回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成27年10月21日 (第188回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成27年11月18日 (第189回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成27年12月16日 (第190回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年 1月13日 (第191回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年 2月23日 (第192回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年 3月 4日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諦弘	大阪学院大学大学院法務研究科教授 （行政法）、弁護士	会 長